

第5章 水道料金制度等

- 1 水道料金制度の変遷
- 2 水道料金等の変遷
- 3 用途別栓数、戸数及び有収水量内訳
- 4 用途別・水量ランク別有収水量
- 5 年度別・用途別有収水量
- 6 年度別水道料金等調定状況
- 7 水道料金の徴収と督促等の状況
- 8 水道メーター点検状況
- 9 水道料金の減免措置と特例計算
- 10 大阪府下各市水道料金比較

1 水道料金制度の変遷

年	月	日	事 項
昭和26	4	1	水道料金創設（水道料金体系は用途別一律超過料金体系を採用） 水道メーター使用料創設
29	7	1	第1回水道料金改定
32	10	1	第2回水道料金改定
34	3	1	第1回水道メーター使用料改定
34	4	1	下止々呂美簡易水道料金創設
37	4	1	第3回水道料金改定 第2回水道メーター使用料改定 第1回手数料改定
39	4	1	粟生簡易水道料金創設
40	7	1	第4回水道料金改定
42	4	1	上止々呂美簡易水道料金創設 出納取扱金融機関に「住友銀行豊中支店」指定
42	8	1	水道料金口座振替制度採用
43	4	1	粟生簡易水道料金廃止
44	10	8	下水道使用料徴収業務受託
45	8	1	第3回水道メーター使用料改定
46	6	1	口径別納付金制度採用
46	10	1	水道料金計算業務の一部を電算処理委託（口座振替分のみ）
47	10	1	水道料金計算業務の全部を電算処理委託
49	6	1	隔月検針・隔月集金実施
52	5	1	第1回口径別納付金改定
52	10	1	水道料金の集金制を廃止し、納付制に切替 消込業務及び第1次督促状発行業務の電算処理委託
53	4	1	第5回水道料金改定 第1回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 水道料金体系をすべて用途別一律超過料金体系から用途別段階別逓増制料金体系に変更 第2回手数料改定
53	6	1	マンション等共同住宅に水道料金の特例計算を採用

年	月	日	事 項	
昭和	5	3	1128	出納取扱金融機関（住友銀行）取扱店を豊中支店から箕面支店に変更
	5	4	101	水道料金口座振替分の領収書を廃止し、振替済通知書に変更
	5	5	14	既設開栓申込の電話受付を開始
	5	5	101	第2次督促状及び停水予告状の発行業務を電算処理委託
	5	7	51	第6回水道料金改定 第2回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 第2回口径別納付金改定 第4回水道メーター使用料改定 第3回手数料改定 生活保護世帯に対し水道の基本料金及びメーター使用料の免除措置を実施
	6	0	101	精算料金の徴収方法を窓口収納から「転居先への納付書郵送」「口座振替」「現地精算」のいずれかに変更 閉栓申込の電話受付を開始
	6	1	41	第7回水道料金改定 第3回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 郵政省を収納取扱金融機関に指定
	6	1	61	水道料金（基本料金及びメーター使用料）の福祉減免措置を実施 ①母子年金、遺児年金、準母子年金又は遺族基礎年金のいずれかを受給している世帯 ②児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受給している世帯 ③身体障害者（1級・2級）又は知的障害者（A・B ₁ ）のいる世帯
	6	2	41	水道料金の転出精算分に郵便振替制度採用
平成	3		111	使用水量・消込原符の読取り及び未納水道料金検索・納入通知書再発行のため小型OCR・オフィスコンピュータ導入
	4		41	計量業務（上水道事業地域の一部）を業者委託
	4		61	月4回の水道料金計算業務を月2回に変更

年	月	日	事	項
平成	6	4	1	第8回水道料金改定 第4回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定
	8	3	1	水道料金システムの電算処理を業者委託から自己処理に切替 納入通知書その他各種通知書を封書からメールシーラーによる はがき型式に切替
	9	6	1	第9回水道料金改定（消費税5%を外税で課税） 第5回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定（消費税5%を 外税で課税）
	10	10	1	計量業務にハンディターミナルシステムを導入 滞納整理に領収書発行用ハンディターミナル導入
	13	4	1	第10回水道料金改定 第6回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 第5回水道メーター使用料改定
	13	10	1	コンビニエンスストアでの収納取扱開始
	15	2	5	口座振替伝送システムを導入
	16	4	1	水道料金を消費税込みに改定 上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金を消費税込みに改定 水道メーター使用料を消費税込みに改定
	18	10	1	生活保護世帯に対する水道料金（基本料金及びメーター使用料）の 福祉減免措置を廃止
	19	3	29	北部簡易水道料金創設（平成19年箕面市条例第16号） *上水道料金と同様とする。
	19	4	1	計量業務を業者委託
	22	7	1	第11回水道料金改定
	22	10	1	水道料金（基本料金及びメーター使用料）の福祉減免措置を廃止
	23	4	1	上止々呂美・下止々呂美・北部簡易水道料金廃止

2 水道料金等の変遷

(1) 水道料金の変遷（1ヶ月につき）

料金体系		創設		料金改定		
				第1回		
(用途別一律超過料金体系)		昭和26年4月		昭和29年7月		
一般用	家事用	基本料金	10m ³ まで	200	10m ³ まで	200
		超過料金	1m ³ につき	25	1m ³ につき	25
	普通営業用	基本料金	20m ³ まで	450	20m ³ まで	400
		超過料金	1m ³ につき	30	1m ³ につき	30
	病院・官公署用	基本料金	20m ³ まで	350	20m ³ まで	350
		超過料金	1m ³ につき	20	1m ³ につき	20
	学校用	基本料金	20m ³ まで	350	100m ³ まで	1,500
		超過料金	1m ³ につき	20	1m ³ につき	20
	原動力・工事用	基本料金	30m ³ まで	750	30m ³ まで	750
		超過料金	1m ³ につき	30	1m ³ につき	30
	湯屋用	基本料金	100m ³ まで	1,500	1m ³ につき	15
		超過料金	1m ³ につき	17		
工事その他臨時用	基本料金	1m ³ につき	30～	1m ³ につき	30～	
	超過料金		100		100	
備考						

料金体系			料金改定	
			第5回	第6回
(用途別段階別逦増制料金体系)			昭和53年4月	昭和57年5月
一般用	基本料金	8m ³ まで	320	400
	超過料金 (1m ³ につき)	9m ³ ～10m ³ まで	50	60
		11m ³ ～20m ³ まで	60	75
		21m ³ ～30m ³ まで	75	95
		31m ³ ～50m ³ まで	90	110
		51m ³ ～100m ³ まで	110	130
		101m ³ ～300m ³ まで	130	150
		301m ³ ～500m ³ まで	160	180
		501m ³ ～	190	210
湯屋用	基本料金	100m ³ まで	3,000	3,600
	超過料金	1m ³ につき	44	52
工事その他臨時用	基本料金	2m ³ まで	1m ³ につき	1m ³ につき
	超過料金	1m ³ につき	300	400
備考	*昭和53年4月 用途別段階別逦増制料金体系に変更			

(単位：円)

料金改定					
第2回		第3回		第4回	
昭和32年10月		昭和37年4月		昭和40年7月	
10m ³ まで	250	10m ³ まで	250	8m ³ まで 10m ³ まで	280 350
1m ³ につき	(1号)31 (2号)28	1m ³ につき	(1号)31 (2号)28	1m ³ につき	45
20m ³ まで	500	20m ³ まで	500	20m ³ まで	700
1m ³ につき	38	1m ³ につき	38	1m ³ につき	48
20m ³ まで	438	20m ³ まで	900	20m ³ まで	900
1m ³ につき	25	1m ³ につき	50	1m ³ につき	50
100m ³ まで	1,875	20m ³ まで	900	20m ³ まで	900
1m ³ につき	25	1m ³ につき	50	1m ³ につき	50
30m ³ まで	938	30m ³ まで	938	30m ³ まで	1,140
1m ³ につき	38	1m ³ につき	38	1m ³ につき	48
100m ³ まで	1,650	100m ³ まで	1,650	100m ³ まで	2,300
1m ³ につき	19	1m ³ につき	19	1m ³ につき	30
1m ³ につき	38	1m ³ につき	50	1m ³ につき	60
* 1号：2号適用者以外 2号：1メーターで2世帯以上使用の場合					

(単位：円)

料金改定					
第7回	第8回	第9回	第10回		第11回
昭和61年4月	平成6年4月	平成9年6月	平成13年4月	平成16年4月	平成22年7月
580	680	648	920	966.00	779.00
85	120	115	150	157.50	157.50
100	140	140	170	178.50	178.50
120	165	165	195	204.75	204.75
140	195	195	225	236.25	236.25
160	225	225	255	267.75	267.75
180	255	255	285	299.25	299.25
210	290	290	320	336.00	336.00
240	325	325	355	372.75	372.75
4,600	4,600	4,600	5,600	5,880.00	5,880.00
67	67	67	80	84.00	84.00
800	1,000	1,000	1,200	1,260.00	1,260.00
400	500	500	600	630.00	630.00
*平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税			*平成16年4月1日から消費税込みに改定		

(2) 簡易水道料金の変遷(1ヶ月につき)

(単位:円)

料金体系 (用途別一律超過料金体系)			創設			
			昭和34年4月		昭和42年4月	
			下止々呂美		上止々呂美	
一般用	家事用	基本料金	15m ³ まで	200	15m ³ まで	500
		超過料金	1m ³ につき	30	1m ³ につき	40
	普通営業用	基本料金	15m ³ まで	200	15m ³ まで	500
		超過料金	1m ³ につき	30	1m ³ につき	45
	病院・官公署	基本料金	20m ³ まで	500	20m ³ まで	500
	学校用	超過料金	1m ³ につき	30	1m ³ につき	30
工事その他臨時用		基本料金	1m ³ につき	50	1m ³ につき	50
		超過料金				
備考						

料金体系 (用途別段階別通増制料金体系)			料金改定			
			第1回		第2回	
			昭和53年4月		昭和57年5月	
			下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美
一般用	基本料金	8m ³ まで	120	300	150	375
	超過料金 (1m ³ につき)	9m ³ ~20m ³ まで	20	45	30	55
		21m ³ ~50m ³ まで	40	50	50	60
		51m ³ ~	45	55	55	65
工事その他臨時用	基本料金	2m ³ まで	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき
	超過料金	1m ³ につき	300	300	400	400
備考	*昭和53年4月 用途別段階別通増制料金体系に変更					

(単位：円)

料 金 改 定									
第3回		第4回		第5回		第6回			
昭和61年4月		平成6年4月		平成9年6月		平成13年4月		平成16年4月	
下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美
320	540	380	630	362	600	920	920	966.00	966.00
55	80	80	110	80	110	110	140	115.50	147.00
80	90	110	125	110	125	140	155	147.00	162.75
85	95	120	135	120	135	150	165	157.50	173.25
800	800	1,000	1,000	1,000	1,000	1,200	1,200	1,260.00	1,260.00
400	400	500	500	500	500	600	600	630.00	630.00
*平成9年6月1日から消費 費税5%を外税で課税					*平成16年4月1日か ら消費税込みに改定				

(3) 水道メーター使用料の変遷

(単位:円/月)

口径 (mm)	創設	第1回改定	第2回改定	第3回改定	第4回改定	第5回改定	
	昭和26年4月	昭和34年3月	昭和37年4月	昭和45年8月	昭和57年5月	平成13年4月	平成16年4月
13	20	20	45	45	50	25	26.25
16	25	25	—	—	—	—	—
20	30	30	80	80	100	50	52.50
25	40	使用者 において 設置	80	80	100	50	52.50
30	—		—	200	200	100	105.00
40	—		250	250	250	125	131.25
50	使用者 において 設置		680	680	1,700	850	892.50
75			900	900	2,000	1,000	1,050.00
100			1,050	1,050	2,300	1,150	1,207.50
150			—	1,500	4,100	2,050	2,152.50
200			—	—	—	—	—

* 平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税

* 平成16年4月1日から消費税込みに改定

(4) 口径別納付金の変遷

(単位:円)

口径 (mm)	創設	第1回改定	第2回改定	
	昭和46年6月	昭和52年5月	昭和57年5月	平成16年4月
13	20,000	40,000	80,000	84,000
20	50,000	100,000	170,000	178,500
25	90,000	180,000	310,000	325,500
30	140,000	280,000	480,000	504,000
40	280,000	560,000	950,000	997,500
50	490,000	980,000	1,670,000	1,753,500
75	1,330,000	2,660,000	4,520,000	4,746,000
100	2,730,000	5,460,000	9,280,000	9,744,000
150	7,540,000	15,080,000	25,640,000	26,922,000
200以上	市長が別に定める	市長が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める

* 平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税

* 平成16年4月1日から消費税込みに改定

3 用途別栓数、戸数及び有収水量内訳

用 途	栓 (栓)	数	戸 (戸)	数	有 収 (m ³)	水 量	備 考
		構成率		構成率		構成率	
1 家事用	49,644	95.8%	60,258	94.9%	11,894,261	84.8%	
2 営業用	1,424	2.8%	2,030	3.2%	1,157,976	8.3%	
3 官公署用	297	0.6%	331	0.5%	263,777	1.9%	
4 学校用	44	0.1%	414	0.7%	227,225	1.6%	
5 工場用	202	0.4%	202	0.3%	141,366	1.0%	
6 プール用	12	0.0%	12	0.0%	87,985	0.6%	
7 病院用	29	0.0%	29	0.1%	228,592	1.6%	
8 湯屋用	1	0.0%	1	0.0%	252	0.0%	
9 臨事用	192	0.4%	192	0.3%	29,722	0.2%	
合 計	51,845	100.0%	63,469	100.0%	14,031,156	100.0%	

4 用途別・水量ランク別有収水量

(1) 一般用

水量ランク	区 分		用 途 別 区 分					
			家事用		営業用		官公署用	
0～ 8m ³	水 量(m ³)		911,316		23,429		3,822	
	用途別比率	ランク比率	94.4%	7.7%	2.4%	2.0%	0.4%	1.5%
9～ 10m ³	水 量(m ³)		440,211		8,432		1,222	
	用途別比率	ランク比率	97.5%	3.7%	1.9%	0.7%	0.3%	0.5%
11～ 20m ³	水 量(m ³)		4,115,246		47,604		5,580	
	用途別比率	ランク比率	98.6%	34.6%	1.2%	4.1%	0.1%	2.1%
21～ 30m ³	水 量(m ³)		3,504,617		42,536		2,369	
	用途別比率	ランク比率	98.5%	29.5%	1.2%	3.7%	0.1%	0.9%
31～ 50m ³	水 量(m ³)		2,122,313		78,090		4,054	
	用途別比率	ランク比率	95.6%	17.9%	3.5%	6.8%	0.2%	1.5%
51～100m ³	水 量(m ³)		370,159		125,020		14,485	
	用途別比率	ランク比率	68.4%	3.1%	23.1%	10.8%	2.7%	5.5%
101～300m ³	水 量(m ³)		112,401		228,086		37,744	
	用途別比率	ランク比率	24.0%	0.9%	48.6%	19.7%	8.0%	14.3%
301～500m ³	水 量(m ³)		36,330		123,332		32,824	
	用途別比率	ランク比率	13.1%	0.3%	44.3%	10.7%	11.8%	12.4%
501m ³ 以上	水 量(m ³)		109,797		353,665		144,838	
	用途別比率	ランク比率	10.8%	0.9%	34.7%	30.5%	14.2%	54.9%
水量ランク外	水 量(m ³)		168,347		127,782		16,839	
	用途別比率	ランク比率	52.4%	1.4%	39.7%	11.0%	5.2%	6.4%
計	水 量(m ³)		11,890,737		1,157,976		263,777	
	用途別比率	ランク比率	85.0%	100.0%	8.3%	100.0%	1.9%	100.0%

(注) 水量ランク外は開栓後初回請求分および閉栓精算分である。

(2) 湯屋用

水量ランク	水 量(m ³)
	ランク比率 (%)
0～100m ³	252
	100.0%
101m ³ 以上	0
	0.0%
水量ランク外	0
	0.0%
計	252
	100.0%

(3) 臨時用

水量ランク	水 量(m ³)
	ランク比率 (%)
0～2m ³	745
	2.5%
3m ³ 以上	28,974
	97.5%
水量ランク外	2
	0.0%
計	29,721
	100.0%

(注) 水量ランク外は開栓後初回請求分および閉栓精算分である。

用途別区分								計	
学校用		工場用		プール用		病院用			
24,508		2,155		84		221		965,535	
2.6%	10.8%	0.2%	1.5%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	100.0%	6.9%
331		1,108		10		182		451,496	
0.1%	0.1%	0.2%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	100.0%	3.2%
172		5,465		32		236		4,174,335	
0.0%	0.1%	0.1%	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	100.0%	29.8%
22		8,238		276		312		3,558,370	
0.0%	0.0%	0.2%	5.8%	0.0%	0.3%	0.0%	0.1%	100.0%	25.4%
62		13,557		528		1,576		2,220,180	
0.0%	0.0%	0.6%	9.6%	0.0%	0.6%	0.1%	0.7%	100.0%	15.9%
0		26,429		3,018		1,610		540,721	
0.0%	0.0%	4.9%	18.7%	0.6%	3.4%	0.3%	0.7%	100.0%	3.9%
39,723		38,658		6,403		5,935		468,950	
8.5%	17.5%	8.2%	27.4%	1.4%	7.3%	1.3%	2.6%	100.0%	3.3%
44,572		16,734		11,806		12,884		278,482	
16.0%	19.6%	6.0%	11.8%	4.2%	13.4%	4.6%	5.6%	100.0%	2.0%
109,740		28,426		65,828		205,636		1,017,930	
10.8%	48.3%	2.8%	20.1%	6.5%	74.8%	20.2%	90.0%	100.0%	7.3%
8,095		596		0		0		321,659	
2.5%	3.6%	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	2.3%
227,225		141,366		87,985		228,592		13,997,658	
1.6%	100.0%	1.0%	100.0%	0.6%	100.0%	1.6%	100.0%	100.0%	100.0%

5 年度別・用途別有収水量

用 途	20年度(基準年度)		21 年 度		
	水量 (m ³)	構成比	水量 (m ³)	構成比	趨勢率
家 事 用	11,604,455	83.7%	11,626,434	84.1%	100.2%
営 業 用	1,263,976	9.1%	1,218,565	8.8%	96.4%
病院・学校・官公署・プール・湯屋用	781,262	5.6%	765,060	5.5%	97.9%
工 場 用	184,607	1.3%	174,128	1.3%	94.3%
臨 時 用	35,808	0.3%	35,342	0.3%	98.7%
合 計	13,870,108	100.0%	13,819,529	100.0%	99.6%

* 趨勢率は基準年度を100として算定した数値

6 年度別水道料金等調定状況

用 途 等	20年度(基準年度)		21 年 度		
	金額 (円)	構成比	金額 (円)	構成比	趨勢率
家 事 用	1,960,721,124	74.8%	1,961,127,430	75.6%	100.0%
営 業 用	347,853,815	13.3%	332,260,708	12.8%	95.5%
病院・学校・官公署・プール・湯屋用	242,769,356	9.2%	232,273,912	9.0%	95.7%
工 場 用	47,765,739	1.8%	44,808,322	1.7%	93.8%
臨 時 用	23,283,540	0.9%	22,945,892	0.9%	98.6%
小 計	2,622,393,574	100.0%	2,593,416,264	100.0%	98.9%
水道メータ－使用料	27,902,505	—	28,724,033	—	102.9%
合 計	2,650,296,079	—	2,622,140,297	—	98.9%

* 趨勢率は基準年度を100として算定した数値

22 年 度			23 年 度			24 年 度		
水量 (m ³)	構成比	趨勢率	水量 (m ³)	構成比	趨勢率	水量 (m ³)	構成比	趨勢率
11,808,468	84.2%	101.8%	11,904,631	84.6%	102.6%	11,890,737	84.8%	102.5%
1,203,609	8.6%	95.2%	1,183,700	8.4%	93.6%	1,157,976	8.2%	91.6%
807,880	5.8%	103.4%	785,785	5.6%	100.6%	807,831	5.8%	103.4%
163,186	1.2%	88.4%	153,747	1.1%	83.3%	141,366	1.0%	76.6%
31,915	0.2%	89.1%	42,270	0.3%	118.0%	29,721	0.2%	83.0%
14,015,058	100.0%	101.0%	14,070,133	100.0%	101.4%	14,027,631	100.0%	101.1%

22 年 度			23 年 度			24 年 度		
金額 (円)	構成比	趨勢率	金額 (円)	構成比	趨勢率	金額 (円)	構成比	趨勢率
1,893,030,260	74.8%	96.5%	1,844,763,190	74.7%	94.1%	1,841,464,706	75.1%	93.9%
323,460,874	12.8%	93.0%	313,722,737	12.7%	90.2%	304,774,326	12.4%	87.6%
248,629,476	9.8%	102.4%	245,242,067	9.9%	101.0%	252,639,491	10.3%	104.1%
41,906,011	1.7%	87.7%	38,997,604	1.6%	81.6%	35,066,380	1.4%	73.4%
22,691,382	0.9%	97.5%	27,507,690	1.1%	118.1%	19,370,610	0.8%	83.2%
2,529,718,003	100.0%	96.5%	2,470,233,288	100.0%	94.2%	2,453,315,513	100.0%	93.6%
30,198,304	—	108.2%	32,052,516	—	114.9%	33,011,151	—	118.3%
2,559,916,307	—	96.6%	2,502,285,804	—	94.4%	2,486,326,664	—	93.8%

7 水道料金の徴収と督促等の状況

(1) 料金の徴収

料金徴収方法	20年度		21年度	
	件数	構成比	件数	構成比
口座振替	37,086	77.1%	37,458	75.8%
納付制	10,993	22.9%	11,935	24.2%
*前受金	0	0.0%	0	0.0%
合計	48,079	100.0%	49,393	100.0%

* 平成18年4月1日から臨時用の用途に水道を使用する場合の料金の前納廃止

(2) 料金の督促

料金の督促等	20年度	21年度
	件数	件数
1次督促	16,044	15,618
2次督促	16,238	16,247
停水予告	4,347	3,602
停水処分通知	1,269	1,690
停水処分	370	753

8 水道メーター一点検状況(平成24年度)

月	総件数 A	検針済件数					個人 メーター 検針	認定件数		
		一般 メーター	遠隔 メーター	開栓中	閉栓中 E	閉栓率 E/A		未点検認定分		
								不在	障害	位置 不明
4	28,184	23,620	4,521	24,605	3,536	12.55%	43	14	10	0
5	30,819	25,215	5,554	26,993	3,776	12.25%	50	28	17	0
6	28,262	23,733	4,486	24,713	3,506	12.41%	43	12	22	0
7	30,894	25,301	5,543	27,066	3,778	12.23%	50	20	18	0
8	28,330	23,803	4,484	24,836	3,451	12.18%	43	17	13	0
9	30,943	25,508	5,385	27,114	3,779	12.21%	50	20	20	0
10	28,402	23,885	4,473	24,886	3,472	12.22%	44	9	13	0
11	31,008	25,592	5,366	27,175	3,783	12.20%	50	19	14	1
12	28,473	24,052	4,377	24,922	3,507	12.32%	44	10	21	1
1	31,098	25,551	5,497	27,256	3,792	12.19%	50	21	12	1
2	28,525	24,231	4,250	24,987	3,494	12.25%	44	13	12	0
3	31,120	25,594	5,476	27,269	3,801	12.21%	50	22	11	0
計	356,058	296,085	59,412	311,822	43,675	12.27%	561	205	183	3

22年度		23年度		24年度	
件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
37,847	75.2%	38,132	74.1%	38,538	74.3%
12,486	24.8%	13,343	25.9%	13,307	25.7%
0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
50,333	100.0%	51,475	100.0%	51,845	100.0%

22年度	23年度	24年度
件数	件数	件数
14,417	13,374	12,744
17,361	16,876	16,530
3,116	4,368	3,476
1,558	1,563	1,294
659	644	560

(単位 : 件)

		認定件数						付帯業務				
		点検認定分					認定計	認定率	漏水 発見	無届 転居	無断 使用	計
計 B	認定率 B/A	不動	破損	逆付	計 C	認定率 C/A	B+C D	D/A				
24	0.09%	1	0	0	1	0.00%	25	0.09%	67	2	70	139
45	0.15%	0	1	0	1	0.00%	46	0.15%	55	4	69	128
34	0.12%	1	1	0	2	0.01%	36	0.13%	71	4	65	140
38	0.12%	0	0	0	0	0.00%	38	0.12%	53	4	47	104
30	0.11%	3	0	0	3	0.01%	33	0.12%	94	4	48	146
40	0.13%	1	0	0	1	0.00%	41	0.13%	102	2	47	151
22	0.08%	3	1	0	4	0.01%	26	0.09%	82	3	59	144
34	0.11%	0	0	0	0	0.00%	34	0.11%	59	4	55	118
32	0.11%	2	1	0	3	0.01%	35	0.12%	98	0	62	160
34	0.11%	0	0	0	0	0.00%	34	0.11%	88	10	50	148
25	0.09%	2	1	0	3	0.01%	28	0.10%	121	5	66	192
33	0.11%	0	0	0	0	0.00%	33	0.11%	51	7	71	129
391	0.11%	13	5	0	18	0.01%	409	0.11%	941	49	709	1,699

9 水道料金の減免措置と特例計算

(1) 減免措置状況

用 途	区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
漏	家事用	件数(件)	280	232	214	210	209
		水量(m ³)	17,953	11,523	11,407	14,057	11,050
		金額(円)	4,943,077	3,250,185	2,932,184	4,120,636	2,855,396
水	営業用	件数(件)	14	17	9	16	15
		水量(m ³)	1,611	3,543	611	15,777	1,102
		金額(円)	530,770	1,213,973	180,310	5,778,366	362,441
減	官公署用	件数(件)	4	4	5	6	4
		水量(m ³)	947	563	725	5,491	195
		金額(円)	333,480	206,551	261,003	2,022,178	50,794
免	その他	件数(件)	2	10	9	5	6
		水量(m ³)	313	1,910	18,079	2,509	652
		金額(円)	114,350	641,582	6,664,502	900,485	217,114
福祉減免	件数(件)	14,434	15,099	19,797	0	0	
	水量(m ³)	218,749	228,990	150,859	0	0	
	金額(円)	28,841,378	30,158,213	16,735,177	0	0	
被災者特例減免	件数(件)				33	25	
	水量(m ³)				5,009	3,524	
	金額(円)				817,643	533,324	
合 計	件数(件)	300	263	237	270	259	
	水量(m ³)	20,824	17,539	30,822	42,843	16,523	
	金額(円)	5,921,677	5,312,291	10,037,999	13,639,308	4,019,069	

* 福祉減免は平成22年10月1日廃止

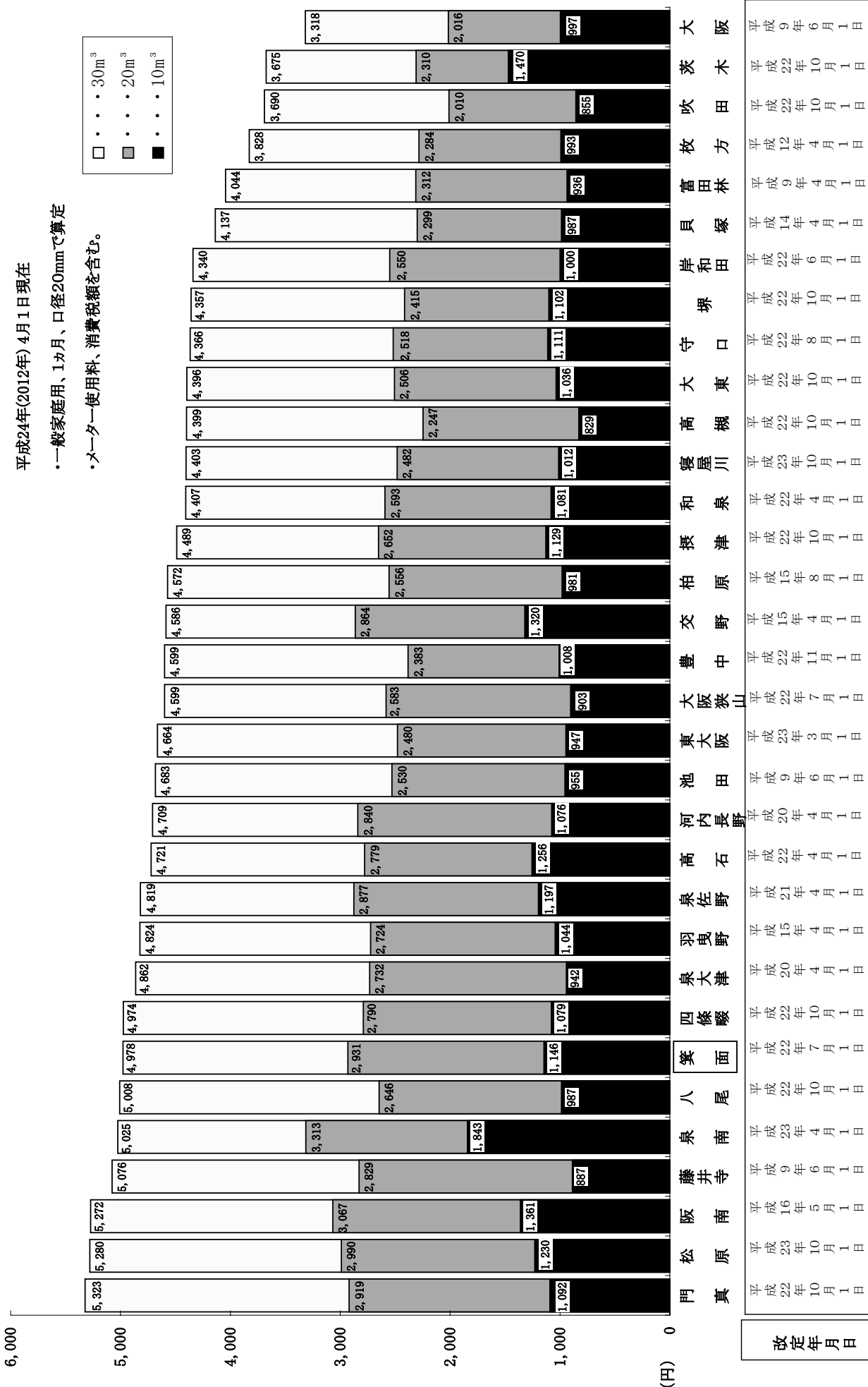
(2) 特例計算別栓数及び戸数

区 分	栓数(栓)	割合	戸数(戸)	割合	
特 例 計 算	第 1 種	414	0.8%	10,225	16.1%
	第 2 種	127	0.2%	2,177	3.4%
	第 3 種	95	0.2%	1,191	1.9%
	第 4 種	15,206	29.3%	15,232	24.0%
	合 計	15,842	30.5%	28,825	45.4%
全給水栓数・給水戸数	51,845	100.0%	63,469	100.0%	

(3) 特例計算の種別及び料金の算出方法

種 別	適用対象建物形態	水道料金の算出方法
特例計算 第 1 種	独立した生計を営む住居のみを単位とした共同住宅（以下「共同住宅」という。）で、その住居の規模が各戸とも概ね等しいもの	均等に使用したとみなされた1戸当たりの水量（市の親メーターで計量した水量を使用戸数で割る。）につき算出された水道料金に使用戸数を乗じる。
特例計算 第 2 種	1) 独立した生計若しくは 事業を営む住居、店舗、事務所等が混在する多目的ビル又は業務用ビル（以下「多目的ビル等」という。）であるもの 2) 共同住宅で、その住居の規模が大きく異なるもの 3) 独立した生計を営む居室ごとに給水栓がない寮に類するもの	基本水量に使用戸数を乗じた水量を超える分（市の親メーターで計量した水量から基本水量×使用戸数を引く。）については、1戸分としての超過料金を算出し、その金額に基本料金に使用戸数を乗じた金額を加える。
特例計算 第 3 種	特例計算第2種の適用建物に該当する多目的ビル等又は共同住宅で、住居、店舗、事務所等の一部に市の各戸メーター又は私設メーターが設置されているもの	市の各戸メーター又は私設メーターで計量した水量を超える分（市の親メーターで計量した水量から市の各戸メーター又は私設メーターで計量した水量を引く。）については、特例計算第2種で料金を算定し、その金額に市の各戸メーター又は私設メーターで計量された水量に基づき算出した金額を加える。ただし、市の各戸メーター又は私設メーターが設置されていない室がすべて独立した生計を営む住居のみで、かつ、その室の規模が各室とも概ね等しいときは、特例計算第1種で料金を算出する。
特例計算 第 4 種	特例計算第1種又は特例計算第2種の適用建物に該当する共同住宅又は多目的ビル等で、すべての住居、店舗、事務所等ごとに市の各戸メーター又は私設メーターが設置されているもの	市の各戸メーター又は私設メーターで計量された水量に基づき、各戸ごとに算出する。ただし、その合計金額が市の親メーターで計量した水量に基づき特例計算第1種で算出した水道料金に満たないときは、その差額を別途徴収する。

10 大阪府下 各市水道料金比較(30㎡の場合)



改定年月日